

# 入札手続において必要とされた書類に重大な不備がある場合に 入札が無効となる取扱いについて ～ よくある不備の例 ～

入札の際に提出を求めている工事費内訳書（業務費内訳書）等について、平成30年4月1日より重大な不備がある場合にはその入札を無効とする取扱いを行います。

よくある不備の例をお示ししますので、提出時には誤りのないようご注意ください。

なお、個別の案件ごとに判断が必要となる場合があるので、詳細は各発注事務所にお問い合わせ下さい。

1 記載すべき事項が欠けている場合（記載が欠けている場合と同視できる場合を含む。）  （単純な誤記、脱字と考えられる場合は除く。）	(1)	内訳書が白紙の場合又は公告等で指示された項目について記載がない場合若しくは添付資料がない場合	無効
	(2)	内訳書の一部又は全部が提出されていない場合	無効
	(3)	内訳書に提出会社（業者）名が記載されていない場合又は提出会社（業者）名に誤記がある場合（当該誤記が単純な誤字・脱字等の場合を除く。）	
		（法人の場合）提出業者名に株式会社、合名会社等の法人格を示す文言がない	有効
		会社（業者）名が省略・短縮されている。	その省略された会社（業者）名が一般的に用いられているものであれば有効
	会社（業者）名の一部がない（例：本来は 建設とあるべきところが、 建 になってしまっている）	当該業者が特定できると判断できる場合には有効	

		会社（業者）名ではなく、直接担当者名のみが書かれている。	無効(提出会社（業者）が書かれているとは言えない)
		登録上は旧漢字なのに、提出書類は新漢字又は略字で記載されている。 (例：渡邊 渡辺、小澤 小沢 など)	有効(旧漢字から新漢字への書換は一般的に行われている。)
		提出したデータのファイル名には会社（業者）名の記載があるが、内訳書には記載がない。	無効(内訳書の書面そのものに記載があるとは言えない)
		内訳書が複数枚に亘る場合、正しい記載があるページと誤った記載があるページが混在している。	有効(正しい記載がある部分があれば、その他の記載は誤記と判断できる)
		内訳書が複数枚に亘る場合、一カ所にしか提出者名の記載がない	有効(一カ所であれば、提出者の判断はできる)
	(4)	内訳書に工事（委託）件名が記載されていない場合又は工事（委託）件名若しくは工事（委託）番号に誤記がある場合（当該誤記が単純な誤字・脱字等の場合を除く。）	
		(工事番号の記載があり)工事件名は正しいが、工事番号が間違っている	有効(工事件名が正しいければ、工事番号は誤記と判断できる)

		(工事番号の記載があり)工事番号は正しいが、工事件名が間違っている。	有効(工事番号が正しいければ、工事件名は誤記と判断できる。)
		(工事番号の記載がなく)工事件名の一部が省略されている。	原則有効。ただし、類似の名称の近接工事等が同時期に発注されている場合は、要相談。
		工事番号は記載されているが、工事件名の記載はない。	有効(工事番号で工事件名の特定は可能)
		提出したデータのファイル名には件名の記載があるが、内訳書には記載がない。	無効(内訳書の書面に件名の記載があるとは言えない)
		内訳書が複数枚に亘る場合で、正しい記載があるページと誤った記載があるページが混在している。	有効(正しい記載がある部分があれば、その他の記載は誤記と判断できる)
		内訳書が複数枚に亘る場合、一カ所にしか工事(委託)番号の記載がない	有効(一カ所であれば、どの工事(委託)なのかの判断はできる)
2 添付すべきではない内訳書が添付されていた	(1)	他の工事(委託)の内訳書が添付されていた場合	無効
	(2)	内訳書とは無関係の書類である場合	無効

場合	(3)	入札金額と内訳書の工事(委託)価格とが著しく相違する場合	無効 ただし、「著しい」相違の有無の判断は、入札金額と内訳書の金額との差異の割合、大きさ等から判断するため要相談
----	-----	------------------------------	---